

## 恩 給 法 (抄)

第 2 号表(第 65 条関係)

重度障害ノ程度	金額
特別項症	第 1 項症ノ額ニ其ノ 10 分ノ 7 以内ノ額ヲ加ヘタル額
第 1 項症	5,723,000 円ニ調整改定率ヲ乘ジテ得タル額
第 2 項症	4,769,000 円ニ調整改定率ヲ乘ジテ得タル額
第 3 項症	3,927,000 円ニ調整改定率ヲ乘ジテ得タル額
第 4 項症	3,108,000 円ニ調整改定率ヲ乘ジテ得タル額
第 5 項症	2,514,000 円ニ調整改定率ヲ乘ジテ得タル額
第 6 項症	2,033,000 円ニ調整改定率ヲ乘ジテ得タル額
此ノ表ノ下欄ニ掲グル額ニ 50 円未滿ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ 50 円以上 100 円未滿ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ 100 円トス	